

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成19年10月25日

長野市監査委員	小	林	昭	人
同	高	波	謙	二
同	内	山	国	男
同	小	山	岑	晴

## 措置の通知書

平成 18 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(結果)</p> <p><b>Ⅱ 市民税に関する監査の結果と意見</b></p> <p>3. 法人市民税の賦課に関する事務の執行</p> <p>(4) ① (キ) 中間申告義務のある法人について</p> <p>(報告書 17 ページ)</p> <p>予定申告書又は中間申告書の提出がない法人から予定納税がない場合には、みなす申告の適用ができる(地方税法第 321 条の 8 第 1 項後段)。</p> <p>みなす申告の適用がないと、予定納税額に係わる収入調定が行われず、納付すべき税額の督促もない。この結果予定納税額の納付をしないまま確定申告を迎えても延滞金は発生しない。</p> <p>中間申告義務がありながら申告をしない法人に対しては、システム上の改善をした上で、原則どおりみなす申告を適用すべきである。</p> <p>(4) ② (イ) 従業者数のチェックについて</p> <p>(報告書 17 ページ)</p> <p>給与支払総括表の提出人員と申告書に記載された人数のチェック、資本積立金額のチェックは行っていないとのことである。しかし、均等割の額は従業者数と資本積立金額によって決まってくるのであるから、テスト又はローテーションでこれらについてもチェックすべきである。</p>	<p>中間申告義務があり未申告である法人の把握については現行システムでは対応できていない。システムの改善を検討しているが、当面の間は課税資料によって上記未申告法人の把握を行い原則どおりみなす申告を適用することとした。(平成 19 年 9 月から実施)</p> <p>(市民税課)</p> <p>従業者数のチェックについては、抽出により市民税課に提出された給与支払総括表の人数をチェックすることとした。(平成 19 年 10 月期から実施)</p> <p>また、資本積立金額については、抽出により法人税に関する書類の閲覧等によりチェックすることとした。(平成 19 年 10 月期から実施)</p> <p>(市民税課)</p>